

最近ニュースや新聞等で、インターネットカフェが旅館業法違反に該当するのかが問題となっています。これは、ネットカフェには寝具を置いてはいけないのに置いているため旅館業に該当するのではとされているためです。また、ラブホテルの営業が禁止された地域でラブホテルを営業した疑いで、旅館業の許可を受けていた経営者が書類送検されたこともございました。

このように旅館業の解釈が問題となっていますので、今回は旅館業に該当する範囲や業種等、概要をお伝えしたいと思います。

1. 許可の必要な範囲（概要）

- 宿泊料、寝具の使用等

宿泊料や室料を受けて人を宿泊させる施設で、反復継続の意思を持ち、かつその行為が社会性を有して行われればすべて適用されます。

宿泊に際し、利用者が自己の寝具を持参して使用する場合も、法の適用を受けます。時間単位で利用する施設であっても、寝具を使用する限りは適用します。また、キャンプ場のテント、バンガローの施設も、業として宿泊させる営業である限り旅館業の施設です。

- ウィークリーマンション等

いわゆるウィークリーマンション等については、施設の管理・経営形態を総体的に見て、宿泊者の居る部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が経営者にあるものと社会通念上認められ、利用の期間、目的等からみて、宿泊者が宿泊する部屋の生活の本拠を有さない事を原則としている場合、旅館業法の適用対象施設として取り扱います。

- 船舶、車両等

本来運航（運行）とするものであって、その主要な用途が運航（運行）に供されている限り、旅館業法の対象外です。

2. 旅館業種別

- ホテル営業

客室数10室以上。宿泊者への食事提供の可能な食堂を有すること。その他基準省略。

- 旅館営業

客室数5室以上。その他基準省略。いわゆるビジネスホテル。

- 簡易宿所営業

宿泊する場所を多人数で強要する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で下宿以外のもの（代表的なものはカプセルホテル）。

- 下宿営業
施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる営業。

3. 資格条件等

申請者が次の要件に該当するときは許可を与えないことがあります。

- ① 旅館業法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- ② 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない者
- ③ 法人で、その業務を行う役員に1、2に該当する者がいるとき

4. 手続きの流れ(保健所長)

事前相談（保健所にて許可申請書などの用紙をお渡ししています）→図面による事前チェック→建築確認申請（建築主事）・消防法の検査の相談（消防署）→許可申請書受理→施設検査→保健所長から消防署長に確認→許可書交付→営業開始

5. 必要書類

- 旅館業許可申請書（手数料はホテル・旅館22000円、簡易宿所・下宿11000円）
- 申告書
法人の場合は、業務を行わないとわかる取締役以外は、取締役全員の申告が必要です。財団法人・社団法人の場合は業務を行う理事・役員についての申告書が必要です。
- 構造設備の概要について
添付図面：付近見取り図（半径300m以内の道路、河川、住宅等の記載したもの）、建物配置図、正面図、側面図、各階平面図。（平面図には客室、自家用、格納戸棚等の区分を記入してください。）
空気調和設備、給水排水設備のダクト等の平面図、立面図
室内等のガス設備を設ける場合は、その配管図を添付させ、ガス元栓（客室と台所とは明確に区別する）を明記してください。
- 法人が開設する場合は、定款または寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書（全部事項証明書（登記簿謄本）6ヶ月以内に発行のもの）

6. 構造設備基準

以下の基準（概要）をクリアする必要があります。詳細につきましては直接ご相談ください。

- 客室の床面積
各業種で客室面積の基準があります。算定は内法によって行います。
- 帳簿及びフロント
利用者の出入口においては、営業者と利用者が必ず応接できる構造とし、玄関帳簿には宿泊者名簿に記載するためのカウンター等を設け、面積は3㎡以上の広さが必要です。
- 採光換気
客室の採光は、収容定員算定床面積の1/10以上の窓その他開口部を設置し、換気は窓その他直接外気に通ずる換気口または、換気設備を設けてください。
- 便所の設置数、共同洗面所の設置数
- 共同浴室
浴室の構造設備、維持管理については旅館業法令の規定のほか、条例にて定められています。ただし、宿泊者以外の者の入浴行為が反復継続する事実がある場合は、公衆浴場法の許可を受けなければなりません。
- 寝具類の格納戸棚
和室の場合、押入等の格納戸棚は原則各室に設置し、困難な場合は従業者の利用しやすい位置に、寝具の収納に十分な広さ有する収納室（リネン室）を設置してください。
- その他
旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業の施設で、調理場を設けての飲食提供を必要としない場合は調理場を設置する必要はありません。
- 建築基準法、消防法
建築基準法、消防法令等に適合していなければならないため、計画段階で建築主事や消防関係機関に相談してください。一般的には事務所ビル等からの転用は不可能です。

※ なお、上記については千代田区の保健所の場合であり、区や市によって用意する書類なども違います。まずは保健所事前相談を行い、申請が可能かどうかを判断する必要があります。

以上